



社会福祉施設経営法人
なんでも相談事例集

(令和7年度受理分)

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会



第1章 法律

- 1 研修に使用する動画と著作権 1

第2章 会計・税務

- 2 インボイスの登録 2
- 3 保有している有価証券の計上方法 2
- 4 職員の算定方法 2
- 5 データの保存方法 2
- 6 技能実習生受入の出資金 3
- 7 新リース会計基準の影響 3
- 8 理事会出席者への旅費の支払 3
- 9 固定資産の建築工事が2会計年度にまたがる場合の会計処理 . 4
- 10 職員の退職・異動と引当金の処理 4
- 11 補助金受け入れの拠点区分 4
- 12 講師への旅費の支払と源泉徴収 5
- 13 寄贈に係る仕訳 5
- 14 職員による立替払いと仕訳 5
- 15 会計帳簿の電磁的記録と承認 6
- 16 本部活動のガソリン代と勘定科目 6
- 17 前年度予算額のとらえ方 6
- 18 固定資産の取り換えと会計処理 7
- 19 社債・国債の購入 7
- 20 フリマサイトなどでの物品購入 7
- 21 駐車場の整備と勘定科目 8
- 22 募金の勘定科目 8
- 23 職員駐車場を別の会社に使用させる場合の勘定科目 8
- 24 外国人材への奨学金貸付と勘定科目 8
- 25 定期預金の運用 8
- 26 補助金の活用による機器の導入と仕訳 9
- 27 謝金と旅費と別々の支払と源泉徴収 9

28 利用料の徴収不能と引当金計上 9

29 運営費の弾力運用と繰入 9

第3章 労務管理・安全衛生

30 人事考課と就業規則 10

31 退職給付金等の不支給 10

32 成績不良による雇止め 10

33 給食費の給与天引き 11

34 最賃アップと法人運営 11

35 複数拠点からの通勤 11

36 管理職からの降格 12

1 研修に使用する動画と著作権

Q)

福祉事業所の職員を対象にした研修において、事例発表として、事業所の紹介動画のバックに、人気歌手の歌が流れている場合、法的に問題ないか。

A)

著作権法38条第1項は、「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる」と定めています。ただし、「当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」と定めています。研修が非営利で、研修参加料が無料のものであれば、認められますが、講師を依頼し、その講師（動画を作成して上映する者）に報酬を払う場合は、不可です。なお、著作物の複製は、別途注意が必要です。同法30条は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」の目的に限って、著作物の複製が認められています。職員が多数参加する研修は、この「限られた範囲内」に該当するのか、疑義が生じる場合があります。

2 インボイスの登録

Q)

当法人はインボイスの登録をしているが、令和6年度の課税売上が、500万円ほど。今後も、同売り上げが1千万を超える可能性が低いことから、インボイスの登録を解除すべきかどうか。仮に解除した場合、取引先が負担増となるおそれがないか。登録を継続すると、消費税を支払うこととなり、登録解除して納税の免除を受けることを選択しない理由を理事会等へどのように説明すればよいか。

A)

インボイスに登録すると、消費税の納税が必要になるというデメリットがあります。逆に、インボイスに登録しない場合は、消費税の納税が免除されるというメリットはありますが、取引先が消費税の課税事業者で、原則課税で申告しているときは、取引先（売上先）が、仕入税額控除ができず、消費税が増える場合があります。取引先がインボイスに登録している事業者と取引しようとし、取引自体がなくなる可能性があります。また、免税事業者のため、消費税分を取引先に請求しにくくなり、売上金額自体が減少する可能性があります。したがって、インボイスに登録しないことによる、消費税の納税額の減少分（費用の減少分）と、登録しないことにより売上高の減少分を比較（予測）して、法人にとってどちらが有利かを検討し、インボイスの登録解除を判断する必要があります。

3 保有している有価証券の計上方法

Q)

介護保険事業で取り組んでいるデイサービスは、このところ赤字決算。同拠点区分の資産として、有価証券29,000千円余りを保有。このように、事業の赤字を計上しながら、有価証券を保有して、その財源が借入金という事態が本来あるべき姿かどうか懸念。介護保険事業以外の黒字事業（障がい福祉の就労支援）に有価証券の保有を計上するのがふさわしいか。

A)

有価証券の保有は、法人の余裕資金の運用方法の話で、事業が赤字だからと言って、有価証券の保有がよくないということではありません。有価証券の運用で収益があれば、その拠点区分の赤字が少なくなることも考えられるため、有価証券で運用というの也被考えられます。財源が借入金ということについて、外部から借入を行い、有価証券を取得している場合は、借入れに係る費用と有価証券の運用の収益を比較し、有価証券の運用方法が適切かを判断することになります。法人全体で資産の運用状況を見るのか、拠点区分ごとに資産の運用状況を見るのかで、財源が借入金でいいのかということになるので、その点は法人の考えによります。

4 職員の算定方法

Q)

職員一人当たりサービス活動収益を検証するにあたり、フルタイムではなく3時間勤務の職員算定は、3/8人、1人のいずれが適切か。

A)

3時間勤務の職員は、3/8人として算定するのが望ましいです。

5 データの保存方法

Q)

電子データ保存の法令（電子帳簿保存法）が施行されて後、決算関係書類（総勘定元帳、貸借対照表など）の保存は、紙でなくてもよくなったのか。

A)

まず、経理規程の記載について確認が必要です。例えば、会計帳簿については、経理規程に、「会計帳簿については電磁的記録をもって作成する（作成することができる）」というような記載が必要になります。このような記載がない場合は、経理規程を改正する必要があります。

6 技能実習生受入の出資金

Q)

外国人技能実習制度を利用し、技能実習生の受入を予定しています。団体管理型での受け入れを予定しており、手続きを進めていく中で出資金の支払がありました。この会計処理に係る勘定科目は何が適切か。また、もしもこの団体を脱会した場合、出資金が返金となったら、その際の勘定科目はどうか。

A)

出資金の支払の際の適切な会計処理は、次のとおりです。

(借方) 出資金 ×× (貸方) 現金預金 ××

出資金という科目がない場合は、「固定資産」の「その他の固定資産」の科目として、「出資金」という科目を設けるか、金額が小さい場合は、「その他の固定資産」の中の中区分の科目の「その他の固定資産」を使用します。また、上記の会計処理が行われた場合の、出資金返金時の会計処理は、

(借方) 現金預金 ×× (貸方) 出資金 ××

となります。

7 新リース会計基準の影響

Q)

2027年4月1日以降、新リース会計基準が適用されるが、社会福祉法人へは、どのような影響が見込まれるか。

A)

新リース会計基準が適用される会社は、①金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関係会社(←上場会社とそのグループ会社) ②会社法上の大会社並びにその子会社(←会社法監査を受ける会社とその子会社) ③会計監査人を設置する会社及びその子会社(←会計監査人監査を受ける会社とその子会社)で、①～③に該当しない中小企業等は新リース会計基準を必ずしも適用する必要はありません。社会福祉法人も、上記①～③に該当しないので、新リース会計基準の適用は義務ではありません。リース会計については、社会福祉法人会計基準に直接の規定はなく、運用上の取扱い(局長通知)や運用上の留意事項(課長通知)にリース会計の規定があるため、将来、新リース会計基準と同じようなものを社会福祉法人に適用する場合には、局長通知や課長通知の改正が先に行われるものと思われます。

8 理事会出席者への旅費の支払

Q)

理事会の出席者に対して、報酬と旅費規定に基づく旅費を支払っている。これまでの旅費の支給の仕方は、距離に応じてであるが、距離の区分そのものに幅があったので、現実には実費以上の支給となっている実態がある。今後、この距離に応じた支給方法を見直して、定額支給とする場合は、手当として会計処理をすることとなるか、又はこれまでどおり旅費として支給してよいか。手当とみなされる場合は、報酬規程に新たに規定しなおすことが必要となるか。

A)

旅費規程に基づいて旅費を支払っている場合は、科目としては旅費(旅費交通費)になります。役員に関しては、役員報酬に関する規程に基づいて役員に報酬を支払う場合は、科目としては報酬(役員報酬)になります。ちなみに、課長通知の勘定科目説明では、役員報酬：役員(評議員含む)に支払う報酬、諸手当をいう。旅費交通費：業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費(ただし、研究、研修のための旅費を除く)をいう となっています。旅費を定額支給とする場合は、定額支給の金額と旅費の実費金額との間に大きな差がある場合には、旅費として支給・会計処理しても、旅費ではなく、手当だと見られる可能性があります。手当だとみられる場合は、手当として会計処理するのがよいですが、その手当が規程に基づく手当とするためには、報酬規程等を規定し直し、手当(旅費)がどの規程に基づいて支給されているかを明確にしておく必要があります。

9 固定資産の建築工事が2会計年度にまたがる場合の会計処理

Q)

固定資産の建築工事が2会計年度に跨る場合の会計処理について、1年目の期中に前金払、中間払等を建物取得支出で支出し、期末に建設仮勘定へ振替えるとき、支出に対応する予算はどのように立てたらよいか。当初予算を立てる段階で2会計年度に跨ることが分かっているとき、建物取得支出又は建設仮勘定取得支出のどちらで予算を組むのがよいか。

A)

実務では、工事代金の全額が建物に計上（振替）されるのではなく、構築物など建物以外の科目にも計上されることも考えられます。そのため、建物以外の科目にも建設仮勘定からの振替が予想される場合には、「建設仮勘定取得支出」を使用するのがよいです。なお、明らかに、建設仮勘定が全額、建物に振り替えられることがわかっている場合は、「建物取得支出」を使用してもよいです。

10 職員の退職・異動と引当金の処理

Q)

障害者支援施設と地域密着型通所介護を運営している法人が、デイサービスを令和7年4月1日から休止しており、デイサービス職員4名中3名は、3月31日付で退職、1名は4月1日付で障害者支援施設へ異動となった。このため、令和6年度決算で異動する職員の賞与引当金を計上した。（令和6年12月～令和7年3月分）

賞与引当金繰入 / 賞与引当金

7月には賞与の支給があり、元デイサービス職員の賞与は全額を障害者支援施設から支払い、後日、賞与引当金の金額をデイサービスから障害者支援施設へ振り込むこととして、以下の仕訳をしたとき、資金収支計算書の職員賞与支出が計上される。6年度の経費が7年度の経費に計上されているが、これで問題はないか。

賞与支給時仕訳（元デイサービス職員分）

障害者支援施設拠点区分 未収金 / 非常勤職員給与

デイサービス拠点区分 賞与引当金 / その他未払金

A)

デイサービス拠点区分で上記の仕訳をしたときに、その他未払金の計上により、支払資金の減少が認識され、資金収支計算書上、7年度に職員賞与支出が計上されます。事業活動計算書上は、賞与引当金を計上した6年度に費用が計上されますが、賞与引当金を計上しても、6年度に支払資金の減少は認識されず、実際に支給した7年度に支払資金の減少が認識されることとなります。

11 補助金受け入れの拠点区分

Q)

このたび、県の補助事業を活用して、本部職員をマンマーマーに派遣した。目的は、介護人材の確保。従来の補助金は、介護施設の報酬がらみのものが多く、施設の拠点区分会計で受け入れしてきたが、今回は派遣した職員が本部職員であったことなどから、本部会計で受け入れたが、本部拠点区分における補助金の受入は問題とならないか。

A)

派遣した職員が本部職員で、補助金の対象となる経費が、本部拠点区分で支出されているのであれば、補助金収入も本部拠点区分の収入に計上（本部拠点区分で補助金を受け入れ）しても問題ありません。

1 2 講師への旅費の支払と源泉徴収

Q)

研修に関し、講師へ旅費を支払うこととなった。講師は派遣元の業務により当該研修に参加するため、研修主催者から謝金の支払いがない。この場合、旅費の源泉徴収が必要か。

A)

旅費の実費相当額は（謝金とともに）源泉徴収するのが基本ですが、謝金の支払がなく、旅費も実費相当で、旅費を講師が立替払いし、後日、研修主催者で精算する場合は、源泉徴収しなくてもよいです。

1 3 寄贈に係る仕訳

Q)

この度、LPガス発電機（税込259,380円）、保管用カバー（税込5,170円）、エンジンオイル（税込1,650円）の寄贈を受けた。この場合の仕訳は次のとおりとしてよいか。

LPガス発電機	器具備品	259,380	/	器具備品受贈額
保管用カバー	消耗器具備品	5,170	/	資金諸口
	資金諸口	5,170	/	経常経費寄付金収益
エンジンオイル	燃料費	1,650	/	資金諸口
	資金諸口	1,650	/	経常経費寄付金収益

A)

仕訳のとおりでよいです。固定資産に計上されるものは器具備品受贈額、経費に計上されるものは経常経費寄付金収益に計上されます。

1 4 職員による立替払いと仕訳

Q)

職員の立替払いはやむを得ない事由を除き行わないということで執り行っていますが、やむを得ず発生した場合の会計処理について、例えば、日曜日に職員が立替払いをし、月曜日に現金でその精算を行う場合

①日曜日は処理なし、月曜日に「〇〇費／現金」で処理する。

領収書の日付と出納簿の日付が相違するため、領収書に「〇月〇日精算」と会計責任者のサイン、印を押す

②日曜日「〇〇費／事業未払金」、月曜日に「事業未払金／現金」で処理する。

上記の2通りの方法が考えられますが、どのような対応が適切でしょうか。

A)

職員の立替払いの会計処理について、②の処理では、事業未払金の中に、職員の立替払いの処理が混ざってしまい、立替払いでの取引がわかりにくくなる可能性があるため、①の処理がよいです。まず、やむを得ない場合の立替払いの手続きを法人の規則等に規定しておき、法人の現金が動いた日付で会計処理を行い、領収書に法人の精算日を記載、購入者・精算書と会計責任者のサインや押印を残しておくのがよいです。

15 会計帳簿の電磁的記録と承認

Q)

会計帳簿を電磁的記録により作成する場合、会計伝票に受ける会計責任者の承認印又はサインについては、当然に電磁的承認（電子印鑑等）が認められると解して良いか。会計帳簿を電磁的記録により作成したい場合、経理規程上は、会計帳簿（会計伝票を含む）を、電磁的記録を持って作成することとし、会計伝票に受ける会計責任者の承認印は電子印鑑としても問題ないか。

A)

会計帳簿（会計伝票）で電磁的記録により作成する場合（会計伝票を電磁的記録で保存する場合）、会計伝票を紙に印刷して承認することはできなくなり、電子印鑑で押印して承認するか、ワークフロー上で承認するかなどの方法になり、承認を電子的に処理することになりますので、電子印鑑で問題ありません。注意点としては、会計帳簿の保存期間がモデル経理規程では10年となっていますので、保存期間の10年の間は、電磁的記録で保存している会計伝票をパソコンで確認できるようにしておく必要がある点です。会計ソフトなどを変更しても、保存期間中は、変更前の会計帳簿がパソコンで確認できる必要があります。

16 本部活動のガソリン代と勘定科目

Q)

監査において、本部活動におけるガソリン代の支払いを雑費で計上していたところ、車輻費で計上すべきではないかと指導を受けた。新たに本部拠点の勘定科目に車輻費を設けるべきか。

A)

中区分の勘定科目を追加することは可能なため、事務費に新たに「車輻費」を設けることは可能ですが、本部拠点において、事務費に「車輻費」の科目を設けるよりも、事業費の「車輻費」に予算を設定して、事業費として処理するのが、ガソリン代が、法人全体として事業費の車両費に計上されることとなるのでよいです。

17 前年度予算額のとらえ方

Q)

当初予算書の「前年度予算額」欄について、当年度「最終補正予算」と次年度「当初予算」を同日の理事会で承認していただくため、次年度当初予算書の「前年度予算額」の欄には、「最終補正予算」のひとつ前の補正予算額を記載していました。同日での理事会承認でも次年度当初予算書の「前年度予算額」の欄には「最終補正予算」を記載してよいか。

A)

当初予算書の「前年度予算額」欄の金額は、理事会承認済みの予算額を記載することになるので、理事会で当年度の最終補正予算の承認を受けた後に次年度の当初予算の承認を受ける場合は、最終補正予算の金額を前年度予算額の欄に記入することができます。理事会の議案の順番が、次年度の当初予算の承認が当年度の最終補正予算の承認より前の場合は、最終補正予算の金額を前年度予算額の欄に記入することはできず、ひとつ前の補正予算の金額を記入することになります。また、理事会で当年度の最終補正予算の承認が受けられなかった場合についても、次年度の当初予算に最終補正予算の金額を記入することはできません。前年度の最終補正予算の金額を「前年度予算額」の欄に記入するのは、当年度の最終補正予算の議案が次年度の当初予算の議案よりも先で、当年度の最終補正予算の議案が承認されることを前提に、次年度の「前年度予算額」の欄に記載することになります。最終補正予算かひとつ前の補正予算のどちらを記載すべきかは、議案の順番も影響しますが、次年度の当初予算と比較する予算として前年度の最終補正予算と比較するのがよいです。

18 固定資産の取り換えと会計処理

Q)

居室にエアコンを設置しており、固定資産にまとめて登録している。(40台分) そのうち数台が故障してしまい、取替しようと考えている。この場合、固定資産に登録している物の現時点での1台当たりの金額を出し、取替台数分の金額を固定資産から減額したらよいか。どのような伝票処理、固定資産の処理となるか。

A)

40台分エアコンの固定資産の帳簿価額から1台当たりの帳簿価額を計算し、取替して廃棄したエアコンの台数分については、その帳簿価額を

(借方) 器具及び備品売却損・処分損 ×× (貸方) 器具及び備品 ××
という会計処理をして、廃棄したエアコンの帳簿価額を0円にします。固定資産台帳上は廃棄したエアコンについては、固定資産台帳から除却(廃棄)の登録を行うこととなります。

19 社債・国債の購入

Q)

満期保有目的で一般担保付きの社債、国債(以下、「国債等」という)の購入を検討している。財源は積立金(定期預金)。積立金の内、運営資金積立金、特定積立金を国債等購入資金に充てるよう考えている。監事には相談し了解を得ているが、理事会の承認なしで実行し事後報告でもよいか。定款では、

「第38条(資産の管理) この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。」

とあり、議決が必要とされていないようにも思われるが、いかがか。「理事会の定める方法により」は、理事会で承認されることを意味しているのか、第2項に規定された方法によることを意味しているのか。事前に理事会・評議員会で承認を得るのがベストだとは思いますが、議決が必要とされていないのであれば、まず ①運営資金積立金(通所介護事業)の内、29,000,000円 ○○電力債(約1年3ヶ月の既発債権)を購入し、理事会で議決または説明後に ②特定預金(寄付金事業)の内、27,000,000円 ○○電力債(約5年7ヶ月)及び ③特定預金(寄付金事業)の内、23,000,000円 国債(約5年)を購入してはどうかと検討している。いずれにしても、満期保有目的であり、途中売却の可能性がない範囲内での購入を考えている。

A)

社債や国債を購入し、満期まで保有すると額面で償還され、損失が発生することはありませんが、現状では、社債や国債の購入直後は、購入金額よりも時価が低く、含み損が生じる可能性があります。仮に途中で売却する場合には、売却損が発生する可能性があります。そのため、含み損がある債券を勝手に購入したと言われないように、社債や国債を購入する前に、理事会の承認を受けるのがよいです。

20 フリマサイトなどでの物品購入

Q)

社会福祉法人がメルカリやヤフーオークションなどの個人間売買を行うフリマサイトで固定資産物品(中古の厨房設備等)を購入可能か。法人として個人との取引が問題ないか。上記が可能であれば会計処理上どのような処理を行えばよいか。通常取引に発行されるような契約書、請求書、領収書がないが、証拠書類は価格の表示された画面のスクリーンショットや購入代金の振込がわかるものでよいか。

A)

法人が必要な物品を、フリマサイトで個人から購入することは可能です。購入の相手先が、個人か法人かは特に問題になりません。フリマサイトで購入することについては、請求書や領収書などが入手できないことが、法人の経理規程などで問題としないかを確認する必要があります。例えば、「(固定資産)物品の購入であれば、複数の見積書が入手できなくても法人の規程上問題ないか」「契約書や請求書、領収書などが入手できなくても、支払内容がわかるページの印刷や振込の書類を残しておけば、法人の規程上問題ないか」などを検討して、規程上問題なければ、購入可能です。固定資産物品をフリマサイトで購入する理由なども購入申請書などの書類に記載しておくのが望ましいです。

2.1 駐車場の整備と勘定科目

Q)

令和8年度の計上科目について、職員駐車場として昨年度購入した土地を、8年度に駐車場整備（コンクリー舗装など）することを予定している。その整備費に4百万程度予算計上する予定であるが、整備費の科目として何費が適正か。駐車場は「その他の固定資産」として整理しており、工事費はその付加価値としての意味合いを持つものと考えたらよいか。または、上記に関わらず、業務委託費として整理すればよいか。

A)

駐車場整備工事の工事内容が、例えば、駐車場として舗装したり、フェンスを設置する工事は、固定資産の科目である「構築物」という科目に計上します。

2.2 募金の勘定科目

Q)

このたび、「つかいみちを選べる募金」に10,000円募金したが、この場合の勘定科目は何になるか。

A)

募金を支出した場合の勘定科目について、社会福祉法人は寄付金を支出することが想定されており、「寄付金」のような勘定科目がありません。金額が大きい場合は、「寄付金」のような勘定科目を新たに作成することが考えられますが、新たに科目を作成するほどの金額ではないと判断する場合は、「雑費」に計上します。

2.3 職員駐車場を別の会社を使用させる場合の勘定科目

Q)

職員駐車場に隣接した土地の造成工事会社から、工事に必要な車両の置き場として、職員駐車場の借用に係る申し出を了承し、使用料を受け取る場合、雑入として受け入れることとしてよいか。

A)

駐車場使用料の受け取りの勘定科目は、雑収入（雑収益）に計上します。

2.4 外国人材への奨学金貸付と勘定科目

Q)

令和8年度予算に外国人採用経費を計上する予定があり、社員として採用後、日本語学校で学ばせ、その際に必要な学費を奨学金として貸し付け、将来的には返還を求める予定。このときの貸付奨学金に係る適切な科目は何か。

A)

奨学金として貸し付けて、将来返済予定のものは「長期貸付金」に計上することになります。貸借対照表の貸付金の流動資産と固定資産との計上区分は、以下のとおりです。

- ・貸借対照表日（決算日）の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来する部分は「1年以内回収予定長期貸付金」に計上します。
- ・入金の期限が1年を超えて到来する部分は「長期貸付金」に計上します。

2.5 定期預金の運用

Q)

既存の定期預金を新たな定期預金と債券購入資金運用とするときは、資金収支がプラス、マイナスのいずれでも対応可能か。また、定期預金の満期が来てない段階で別の定期や債券購入にあてられるか。

A)

結果的に資金収支が増減なしになりますので、資金収支状況に関係なく対応可能と理解してよいです。また、定期預金を満期まで保有しなければならないなどの制約はないので、定期預金を満期前に解約し、他の定期預金や債券の購入資金に充てることは可能です。

26 補助金の活用による機器の導入と仕訳

Q)

生産性向上に係るICT機器導入で補助金を活用してタブレット端末、ソフトウェア、Wi-Fi機器などを購入する場合、仕訳については、端末、機器の費用は事務消耗品費、設定費用は業務委託費、指導料は研修研究費に仕訳を行い、補助金は積立処理後に取り崩しを行うことでよいか。

A)

ICT機器を個別に区分すると、アクセスポイント、スイッチ、携帯端末、アプリに分けることができます。取付費用、構築費用、設定費などについては、それぞれの機器・アプリに関連するものは、それぞれの機器・アプリに加えて金額を集計し、機器・アプリごとに仕訳の科目を判断するのがよいです。機器・アプリについては、法人の経理規程の固定資産計上金額以上のものは固定資産に計上し、固定資産計上金額未満のものは経費に計上することになります。システム操作指導料については、研修研究費などの経費科目に計上します。補助金は積立処理後に取り崩しを行うことになります。

27 謝金と旅費と別々の支払と源泉徴収

Q)

法人が委嘱している指導員に対する謝金を、半期に一度ずつ、支払っている。この度、当該指導員に対して、業務場所への旅費のみを支払うこととなったが、源泉徴収すべきか。

A)

指導員に対して、謝金を支払っている場合は、謝金と交通費を別々に支払っても、交通費の支払い時に源泉徴収する必要があります。

28 利用料の徴収不能と引当金計上

Q)

通所介護利用料の未納があり、利用者家族と交渉中であるが難航している。このようなケースの場合、決算時、徴収不能引当金の計上が必要か。その場合、どのように仕分けをしたらいいか。

A)

徴収不能引当金は徴収不能見込額を見積り、決算時に引当金として計上しますので、徴収不能と判断した場合には引当金の計上が必要ですし、徴収可能と判断した場合には引当金の計上は不要になります。実務上は、どのような場合になったら、徴収不能と判断するかは法人の判断基準（方針）を作成し、その基準（方針）に基づいて、引当金を計上するのがよいです。

29 運営費の弾力運用と繰入

Q)

措置施設の前期末支払資金残高の中から条件を満たす場合、介護保険施設の運営に要する経費を繰入することが可能か。この度、介護保険施設の整備引当金を取り崩すこととなったため、当期末支払い資金残高に余裕のある措置費施設からの繰り入れはできないかと考えている。可能の場合、繰入金金の使途が例えば人件費などに限られたものになるか。運営費の弾力運用が認められる要件を満たしている場合が前提だが、注意事項があるか。

A)

前期末支払資金残高については、理事会の承認を得た上で、同一法人が運営する第一種社会福祉事業の運営に要する経費に充当することができるとなっているため、介護保険施設の運営に要する経費に充当（繰入）することは可能です。繰入金金の使途についても、運営に要する経費に充当することができるとなっていますので、経費全般に充当することができ、人件費に使途が限定されることはありません。ただし、経費に充当することができるとなっていますので、経費ではなく、固定資産に計上されるような支出の場合は、充当できるかどうか明確ではないため、固定資産ではなく、経費に充当するような取扱いにしておくのがよいです。

30 人事考課と就業規則

Q)

従来、要領として人事考課の仕組みは設けていたが、最近まで運用がなされていなかった。法人として職員の能力アップを図り、適正に評価をする仕組みを改めて定め、運用を図りたい。考課制度を就業規則に定める必要があるか、内規として運用すればよいか。なお、新たな考課制度を設けることによって、不利益となる職がいる場合と、そうでない場合とで前者の位置づけが異なるのかを、併せて知りたい。

A)

人事評価制度の導入にあたっては、職員のコンセンサスを取りながら適切に運用していく必要があるため、趣旨・目的、評価基準、実施方法等を明記した規程を定め、対象職員への周知を図っていく必要があります。就業規則は、労働条件や働くときのルールを規定し、従業員の権利や義務を明示するものであり、人事考課制度は、使用者の人事権の行使として導入される制度であるため、人事考課制度に関する規程は、通常は就業規則としてではなく、人事関係規程として扱われます。なお、人事考課自体が就業規則の記載事項とはされておらず、人事考課により不利益となった職員が生じる場合も、労務管理上の不利益処分とは異なると考えられるため、上記取り扱いは変わりません。

31 退職給付金等の不支給

Q)

嘱託職員の退職に際して、退職手当金と退職給付金を支給するにあたり、不支給とする場合を規定している。このうち、退職給付金については、全社協団体職員退職手当積立基金に加入し、掛金を法人と職員とで1/2ずつ負担していることから、現行の不支給とする規定について問題がないか、また、減額して支給すると変更する場合、どこまでの減額が可能か。その場合の規程内容はどのようにすればよいか。

A)

退職給付金については、基金に対して、給付金の支払先、支払段階での調整の可否などを確認する必要があります。退職給付金について掛金の1/2を職員が負担している状況では、給付の制限を行えるのは法人の負担相当額までと考えるのが一般的です。なお、給付金が職員に直接支払われる場合で、法人からの申出による支払い調整が行われない場合は、減額等の措置は取れないこととなります。規程の変更にあたっては、基金の取り扱いを踏まえ法人としての退職給付金の支払方針を整理し、それに基づき規程の変更案を作成し、職員への説明を含めた改正手続きをとっていく必要があります。

32 成績不良による雇止め

Q)

臨時職員のうち、勤務成績が良くない者について来年度の契約をしないこととしたい。これまで、このような事例がなかったが、問題が生じるおそれがないか。

A)

勤務成績により更新を行わない場合は、労働条件通知書等で更新の判断基準として勤務成績を示したうえで、勤務成績を不良と判断した根拠、理由を明確にする必要があります。具体的な事例等を、できれば日付つきで記録しておくことが望ましいと思われます。なお、労働契約法第19条で、有期契約が反復更新され雇止めを行うことが解雇と同一視される場合や有期契約の更新を期待することに合理的理由がある場合の有期契約更新の申し込み等は、合理的な理由を欠き社会通念上相当と認められない場合は拒絶できない旨の規定があることにも留意が必要です。雇止めの理由は、極力、合理的で社会通念上相当と認められるレベルであることが望ましいということになります。

3 3 給食費の給与天引き

Q)

保育園で、こどもと一緒に食べる職員の給食費を給与天引きとした。この場合に給与天引きの規程が必要となるか。

A)

給食費の天引きについて、税金等法定以外の費目の控除は賃金の控除に関する労使協定の締結が必要です。

3 4 最賃アップと法人運営

Q)

最低賃金のアップに伴い、他の職員も含めて給料を上げた。今後に備え、職員の処遇を改善しながら、法人の運営にとって大きな負担とならないような方策について助言を受けたい。

A)

賃金改善に対する助成金の活用も一方策ですが、助成金は一時的な支援策にとどまり、長期的には加算制度の活用等による人件費財源の確保や生産性向上対策を講じていくことが重要です。労務分野（労働関係助成金、処遇改善加算、人材の評価育成等）の具体的対応については「働き方サポートオフィス鳥取」、経営分野（生産性向上、経営管理等）の具体的対応については、「鳥取県よろず支援拠点」が無料で相談対応を行っています。

3 5 複数拠点からの通勤

Q)

介護のために実家と現住居とが半々くらいになっている職員がいる。この場合、通勤届の変更手続きが必要となるか。また、実家からの通勤途上で事故があった場合、通勤災害と認めるべきか。

A)

労災上は、複数拠点からの通勤も認められますが、それぞれが「住居」として生活の実態を持つことが前提です。「住居」と判断されるには、継続的滞在、生活設備の有無、日常的な利用頻度など、実質的な生活拠点としての要素が求められます。現住所と実家の両方に生活実態があると判断される場合、どちらからの通勤であっても合理的な経路であれば通勤災害の対象となります。複数住居を利用する労働者については、事前に通勤経路の申請・共有を行い、どの拠点が住居として認められるか、労災保険法の取扱いに沿って整理しておくことが必要です。御相談の「介護のために実家と現住居とが半々くらいになっている」状態が、実質的な生活拠点としての要素を充たし、それぞれが「住居として生活の実態を持っていると判断できれば、労災上、複数拠点からの通勤が認められることとなります。このため、「住居」としての生活の実態を持っていることを確認した上で、複数住居の通勤届の提出を求めることが適当です。

36 管理職からの降格

Q)

課長職の職員が一生懸命に仕事に取り組んではいるが、本来の課長の仕事が果たせていない状況。本人と面談の上、管理職を外すことを検討したいがどのように対応したらよいか。

A)

降格人事は、人事面と懲戒面との2種類があり、いずれも濫用とならないよう注意する必要があります。このうち、人事面は、人事権を有する者の処分ですが、「処分に合理的理由があるか」「処分の理由となった事実が広範に認められるか」などがポイントです。降格処分には、社会的にみて相当な理由があることが求められ、それがなければ争われた際に処分が無効と判断される場合もあります。このため処分理由を明確にするとともに、降格処分の理由となった事実（いつ、どのような不都合な事実があり、どのように注意喚起を行ったかなど）をメモして残しておく必要があります。

この事例集は令和7年度に鳥取県社会福祉協議会が実施している「なんでも相談」に寄せられた相談の一部について、他法人の参考となるよう Q&A 方式でまとめたものです。なお、掲載にあたり、その一部を抜粋したほか、補足説明を加えています。

また、相談の内容によっては、法令の解釈や判断が必要な場合がありますので、個別のケースの詳細については県又は市の社会福祉法人を指導監督する部署や労働基準監督署などの関係機関にお問い合わせください。

